

小田原市行政手続条例等の一部改正（素案）について

1 背景と目的

行政手続法は、行政が行う処分や行政指導などの手続を定め、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的としています。

このたび、国において、デジタル技術の進展を踏まえその効果的な活用を図るため、デジタル技術の活用の妨げとなる法律上の規定（いわゆる「アナログ規制」）が一括して見直され、そのうちの一つとして行政手続法が改正されました（令和8年5月21日に施行）。法改正によって見直された内容は、次のとおりです。

不利益処分※¹をしようとする際に必要となる「聴聞※²」「弁明の機会の付与※³」の手続に関する通知を公示送達※⁴により行う場合の方法について、従来の書面掲示による方法から、インターネットによる公表を前提とした方法に変更。

【用語解説】

※1 不利益処分：国や地方公共団体が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接その者に義務を課し、又はその権利を制限する処分（公権力の行使に当たる行為等）。

※2 聴聞：国や地方公共団体が、不利益処分のうち、次に該当するものをしようとする場合に、その不利益処分の名宛人となるべき者に対して行う意見陳述の手続。

(1) 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

(2) (1)のほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

(3) 名宛人が法人である場合における、その役員の解任を命ずる不利益処分、名宛人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名宛人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

(4) (1)～(3)以外の場合であって、国や地方公共団体が相当と認めるとき。

※3 弁明の機会の付与：国や地方公共団体が不利益処分の名宛人となるべき者に対して行う意見陳述の手続のうち、聴聞に該当しないもの。

※ 4 公示送達：相手方の所在が判明しない場合に、所定の掲示場に書類を掲示することで、相手方に書類が届いたものとみなす手続。

行政手続法の規定は、市長等の機関が条例に基づき行う処分や行政指導の手続には適用されないため、本市では、これらの手続を定める小田原市行政手続条例を制定しておりますが、今回の行政手続法の改正によって見直された公示送達の方法をこの条例においても定めるため、条例及び関係規則を改正するものです。

【参考】行政手続法と行政手続条例の適用関係

行為の根拠 行為の区分	法律又は 法律に基づく命令	条例又は規則
処分又は届出	行政手続法を適用	
行政指導	<u>行政手続条例を適用</u>	

2 条例及び規則の改正案の内容

(1) 小田原市行政手続条例の一部改正

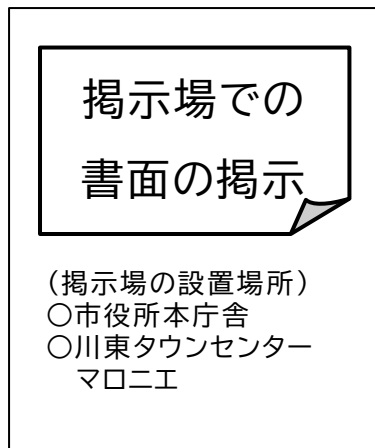
ア 公示による聴聞の通知の方法の見直し

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法による聴聞の通知は、その名宛人に関する次の公示事項を、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態にするとともに、公示事項が記載された書面を本市の掲示場に掲示し、又は公示事項を行政庁（市、教育委員会等）の事務所に設置したコンピューターの画面に表示することにより、閲覧することができる状態に置くことによって行うこととします。

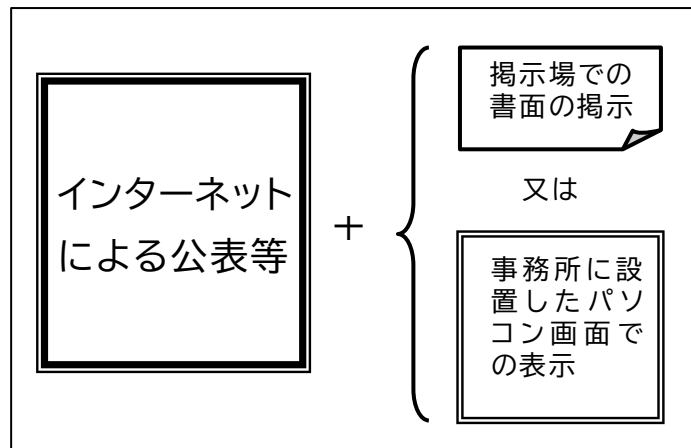
公示事項

- ・ 氏名
- ・ 聴聞の期日及び場所
- ・ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- ・ 行政庁がこれらの事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨

現 行



改正後



イ 公示による弁明の機会の付与に係る通知の方法の見直し

公示の方法による弁明の機会の付与に係る通知についても、アと同様の方法により実施することとします。

(2) 小田原市行政手続条例施行規則の一部改正

(1) ア・イに係る通知の公示の方法は、行政庁のコンピューターと公示事項の閲覧をする者が使用するコンピューターとをネットワーク回線で接続する方法のうち、次のいずれにも該当するものとするものとします。

ア 行政庁のコンピューターに備えられたファイルに記録された公示事項を、当該公示事項の閲覧をする者が使用するコンピューターの映像面に表示するもの

イ インターネットに接続されたサーバーを使用するもの

3 条例及び規則の施行予定日

令和 8 年 1 0 月 1 日